

蔵王の杜 虐待防止のための指針

令和4年4月1日

1 事業所における虐待防止に関する基本的考え方

蔵王の杜は障害のある利用者の人権を尊重し、適切な事業所運営を進めていくために、差別や虐待の防止に向けた取り組みや虐待を発見した場合の報告方法等を本指針のとおり示します。

(1) 障害者虐待の定義

① 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

② 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること。

③ 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、または不当に差別的な言動、その他障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置、その他障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤ 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(2) 障害者虐待の具体例

<身体的虐待>

① 暴力的行為

【具体的な例】

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為

【具体的な例】

- ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。

③ 正当な理由のない身体拘束

【具体的な例】

- ・車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。
- ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

<性的虐待>

【具体的な例】

- ・キス、性器等への接触、性交。
- ・性的行為を強要する。
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、または会話をする。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・わいせつな映像や写真をみせる。

- ・本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・更衣やトイレ等の場面のぞいたり、映像や画像を撮影したりする。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、上半身または下半身を裸にしたり、下着のままに放置したりする。
- ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。

<心理的虐待>

① 威嚇的な発言、態度

【具体的な例】

- ・怒鳴る、罵る。
- ・「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言いつつ脅す。
- ・「好きなものを買えなくなるよ」などと威圧的な態度を取る。

② 侮辱的な発言、態度

【具体的な例】

- ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言ったりする。
- ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
- ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。

③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度

【具体的な例】

- ・無視する。
- ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・話しかけ等を無視する。
- ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。

④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為

【具体的な例】

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。
- ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。

⑤ 交換条件の提示

【具体的な例】

- ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしない」などの交換条件を提示する。

⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為

【具体的な例】

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。

- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
- ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。

⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動

【具体的な例】

- ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。

<放棄・放置>

① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

【具体的な例】

- ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。

② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視したりする行為

【具体的な例】

- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。
- ・本人の嚥下できない食事を提供する。

③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為

【具体的な例】

- ・移動に車いすが必要であっても使用させない。
- ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。

④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置

【具体的な例】

- ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。

⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

<経済的虐待>

本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうか

を見極める必要がある。以下同様) なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

- ・ 本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。
- ・ 年金や預貯金を管理して渡さない。
- ・ 年金や預貯金を無断で使用する。
- ・ 本人の財産を無断で運用する。
- ・ 事業所や法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・ 本人の財産を本人の知らない、または支払うべきではない支払に充てる。
- ・ 金銭や財産等の着服、窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。）。
- ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・ 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。
- ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

(3) 虐待の捉え方

＜職員の「虐待をしていない」という「自覚」は問わない＞

利用者に対し「指導」「しつけ」という言葉を使って強制力のある言動や、「スキシップ」という言葉で不適切な関わりをしている職員の多くは虐待をしている自覚がありません。本人に自覚がないからといって、その行為が正当化され、責任を逃れることはありません。他の職員や第三者が見て、障害者虐待の具体例に当てはまる行為を職員が行っていれば通報の対象となります。

＜利用者本人の「自覚」は問わない＞

虐待を受けているということがわからない利用者もいます。職員の「指導」「しつけ」「わるふざけ」により、障害者虐待の具体例に当てはまる行為で利用者の人権が侵害されている場合も通報の対象となります。

(4) 事業所における考え方

a. 虐待の禁止

- ・ 当事業所は、職員による虐待を禁止します。

b. 虐待発見時の通報

- ・ 利用者本人およびその家族、職員等からの虐待の通報があるときは、「蔵王の杜虐待防止対応規程」に基づき、対応します。
- ・ 職員が虐待を発見した際は虐待防止委員会委員長または委員に通報するとともに、支給決定市町村に通報します。通報は匿名で行うこともできます。
- ・ 虐待を発見した職員が通報をためらう場合は、通報を受けた虐待防止委員会委員長または委員が支給決定市町村に通報します。
- ・ 通報を行った職員に対し、不利益が発生しないよう保護します。

c. 日常の支援における留意事項

- ① 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ② 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協力の下で個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ③ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。
- ④ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、虐待防止委員会またはケース検討

会議・代表者会議・フロア会議等で検討します。

- ⑤ 不適切な対応をしていないか、「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないかを常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしてい頂けるように努めます。

2 虐待防止委員会に関する事項

- ・蔵王の杜では、利用者の人権擁護を啓発し、差別や虐待を防止するために虐待防止委員会を設置します。

＜虐待防止委員会の目的＞

- ・利用者に対する虐待を防止し、利用者にとって適正な支援が実施されることによって、利用者の人権を擁護することを目的とします。

＜虐待防止委員会の構成員＞

- ・委員長 施設長（虐待防止責任者）
- ・委員 サービス管理責任者（虐待防止マネジャー）
- ・委員 主任支援員
- ・委員 副主任支援員（男性・女性各1名）
- ・委員 虐待防止担当支援員（男性・女性各1名）
- ・上記委員に加え、委員長の判断により看護師、栄養士、利用者代表、育成会会長、社会福祉法人成春館苦情解決第三者委員を委員に加えることができる。

＜虐待防止委員会の開催＞

- ・蔵王の杜では原則2か月に1回委員会を開催します。
- ・また虐待事案が発生し、虐待の調査や改善策の検討が必要となった場合、あるいは委員長が必要と判断した場合には適時委員会を開催します。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ・支援に関わる全ての職員に対して、差別や虐待の防止に向け、利用者の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに、虐待防止の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施します。

- ①研修は年1回以上の開催とし、必要に応じ外部の研修にも参加します。
- ②新規採用時には、必ず本研修を実施します。
- ③本研修の実施内容については記録を取り、保存することとします。

4 当事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- ①虐待が発生した場合には、次章の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行います
- ②蔵王の杜において他の職員等による虐待を発見した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで虐待防止委員会委員長または委員へ報告を行います。
- ③当該報告をうけた虐待防止委員会委員長または委員は、虐待を実施したと思われる職員に聞き取りを行い実態の把握に努めます。
- ④虐待の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、支給決定市町村へ通報、並びに次章に記載する手続きにより報告を行います。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

<虐待発生時対応と通報の手順>

- ① 利用者に対する人権侵害や虐待事案が発生したとき、またはその可能性が疑われるときには、その事実確認を速やかに行います。
- ② 職員が日常の支援現場で虐待の疑いを発見するなど気になることがあった場合は、必ず虐待防止委員会委員長または委員にその旨を伝えるように周知します。
- ③ 利用者に対して不適切な関わりがあった際は、本人に謝罪し、安全の確保や不安にならないような配慮をしていきます。家族にも知らせて、誠意をもって対応します。
- ④ 職員は虐待であると明確に判断できない場合であっても、速やかに障害者虐待防止法にいう通報を行い、支給決定市町村の立入調査に協力します。
- ⑤ 通報した者が誰であっても、そのことで不利益が生じないようにします。
- ⑥ 上記の事案が発生した場合は時系列に記録し、背景要因を探り、報告書にまとめます。必要な場合は蔵王の杜育成会においても報告します。
- ⑦ 人権侵害の事案が虐待と認定された場合は法人として検証と再発防止策を立てます。
- ⑧ 虐待を行った職員に対しては、事実が確認できたら就業規則による処分を行います。
- ⑨ 再発防止の取り組みは、虐待防止委員会を中心に計画的に行っていきます。
- ⑩ 何よりも人権侵害や虐待は未然に防ぐことが重要と認識して、日々の業務改善に努めます。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・本指針は書面として備えおき、利用者または利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。